第4章 持続可能なジビエ処理施設の運営に関する提案

食肉及びペットフード原料をつくるジビエ処理施設の経営を安定させるために、収入の向上と支出の削減に関するヒントを提案します。

第１章で示したとおり、ジビエ処理施設が経営を安定させるためには、事前に収入の向上と支出の削減に関する検討を十分行うことが必要になります。イノシシやシカという地域に限りある資源の価値を十分活用し、廃棄コストなど支出を減らす工夫を検討しておく必要があります。ここでは、より利益を得るための事項を検討し提案します。

〈ジビエ処理施設の課題例〉

- 販売単価が低い、高く売れない。
- 解体残さが多く、処理費が負担である。
- いつイノシシやシカが搬入されてくるか分からないので人員配置が難しい。

① 品質や労力によって価格に差をつける

イノシシやシカの解体処理作業は厚労省ガイドラインによって衛生的な手順は示されているものの、野生のイノシシやシカを山で捕獲し、施設へ搬入、処理していくという作業にかける手間暇は、ジビエ施設の考え方によって差があります。例えば、下記のような違いがあります。

- １頭捕獲する毎に山から施設へ搬入。すぐに解体作業に入る。
- 捕獲者が２時間以内に施設に搬入し、施設に到着した順番で解体。
- 施設に設置した冷凍庫に24時間搬入可能。

これらは一例ですが、必要な人員や労力に差が出てきます。その「こだわり」に応じた価格で販売できることが理想です。

同じ施設の中でも、「食肉とペットフード原料」、「こだわりの肉と、低コストな肉」の両方を販売することも合理的であると考えられます。

② 食肉施設で発生する副産物の活用

肉以外の内臓、皮、骨、角などは、廃棄物となる場合は処理費用がかかりジビエ処理施設にとってマイナスになりますが、それらを必要とする相手がいれば、金額の大小・有償無償はあるものの、施設にとってプラスになる可能性があります。例えば、ジビエレザーの取組は近年活発になってきており、塩漬けや冷凍した原皮を買取する事例も見られます。

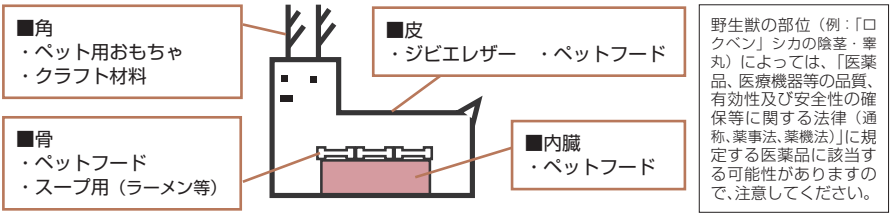

③ 残渣処理の効率化

ジビエ処理施設の残渣は基本的に「産業廃棄物」として事業者の責任で処理する必要がありますが、産廃費用は施設にとって大きな負担となります。

そこで、自治体の焼却施設において「あわせ産廃」として受入れが可能であれば、処理コスト削減につながります。ジビエ処理施設が地域で続けられることで、獣害対策（捕獲個体の処理）に繋がる等、地域にもメリットがあります。

また、生物処理による食肉加工残渣の減容化も、処理コストの削減になります。地域の状況を総合的に判断し、適した処理方法を選定することが重要です。

詳細は、国立環境研究所「有害鳥獣の捕獲後の適正処理に関するガイドブック」を参照してください。

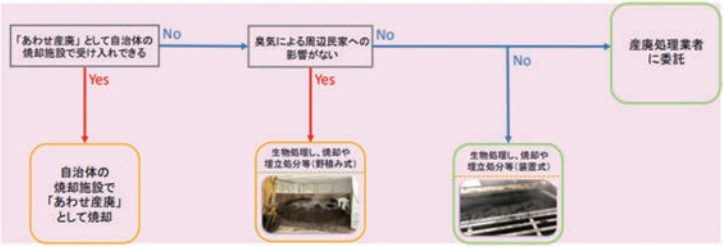

（国立環境研究所「有害鳥獣の捕獲後の適正処理に関するガイドブック」より）

④ ジビエ処理施設が自らペットフード加工する

第３章ではジビエ処理施設がジビエペットフードの原料を製造、販売することを中心に述べましたが、ジビエ処理施設が自らペットフードへ加工することで、下記のメリットが得られると考えられます。

〈ペットフード加工に取組むメリット(例)〉

- 自社で生産、加工、販売までの６次産業化に取組むことで、付加価値を向上させ、ジビエ処理施設の収入向上に繋がる。
- 搬入数の予測が難しく作業にムラが出やすいジビエ処理施設において、ペットフードの加工作業を取り入れることで、作業量を平準化できる。
- ジビエを常温保存できるペットフードへ加工してしまうことで、冷凍保存しておく在庫量を減らすことができ、電気代の削減に繋がる。

ジャーキー

肉そのものを加熱乾燥させるシンプルな加工方法。

レトルト

自社製造よりも外部委託するパターンが多い。

ジビエ「キャットフード」の提案

猫の飼育頭数が犬を上回ったことがニュースになりました。ジビエペットフードというとドッグフードのイメージが強いですが、キャットフードにもおすすめです。犬は人との共同生活の中で雑食性が進みましたが、猫は肉食性を保ち続けたため、人や犬に比べてたんぱく質をより多く必要とします。高たんぱく低脂質なジビエが適しているといえます。

一方、猫は子供の頃から食べ慣れているものにこだわることが多いため、柔らかく食べやすい子猫用のジビエペットフードを作ると良いでしょう。

1,000kcal の食事に含まれる
たんぱく質の推奨量の比較

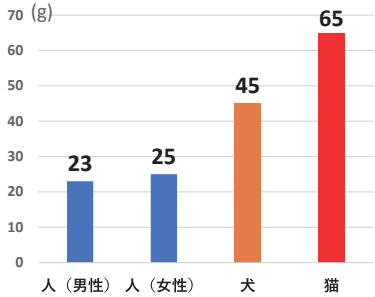

（人）日本人の食事摂取基準（2015年版、厚生労働省）
30～49歳。
（犬・猫）米国飼料検査官協会（AAFCO）
Official Publication 2016

ジビエペットフード（シカ肉レトルト）を食べる猫

コラム

動物園動物への屠体給餌は「生肉」ではありません！

ニュースなどで話題の「ワイルドミートズー（以下、WMZ）」による屠体給餌の取組は、動物園のアニマルウェルフェア（動物福祉：心身の健康）の向上を目的として2017年に始動しました。動物園では単調な日々が続き、野生本来の行動欲求が満たせないことが原因となり、動物が同じ行動を延々繰り返す等の異常な行動（常同行動）をしてしまうことが課題となっています。近年各地で動物福祉の向上に向けた取組が増えており、「行動展示」により飼育環境を複雑にする旭山動物園も有名ですが、WMZ は野生動物が活動時間の多くを費やす「食べる」という部分に着目した取組を行っています。

生き生きした行動を示し、食事時間と休息時間が大幅に伸びる。

動物園では、ライオンなどの肉食獣は普段、一口大にカットされた肉片を与えられ数分で完食してしまいます。屠体給餌の場合は、餌を探索し、毛皮を噛み取り肉を食いちぎる、時に骨をも砕いて食べるという刺激に富む、本来の摂食行動が自然に発現し、休み休み数時間掛けて食べる様子が見られます。それにより、常同行動がなくなるなど動物行動学的研究からもその効果が評価されています。

屠体給餌は、生き物のための取組です。質の悪い獲物の処分先ではありません。WMZ では、衛生的に処理、冷凍し、低温加熱殺菌した屠体を利用しています。

参 考

肥料や肉骨粉の製造に関する注意点

食肉、ペットフードに加え、更に多用途化を目指して化製処理による肉骨粉製造や堆肥化について検討するジビエ処理施設が多くあります。農林水産省より下記内容について周知されています。

農林水産省 HP
「シカ・イノシシの飼料・ペットフード・肥料への利用を検討されるみなさまへ（令和３年９月）」（一部抜粋）。

シカは、ペットフードへの利用が、イノシシは、ペットフード、飼料、肥料への利用がそれぞれ可能です。

ただし、牛等のプリオン病（BSE 等）の発生を防止するため、以下のとおり用途が限定されるとともに製造管理※を行うことが求められます。

※プリオン病が発生した動物の肉骨粉が牛用飼料へ混入することを防止するための管理措置です。

○ シカやイノシシのジャーキー、骨のおしゃぶり、ふりかけ※1は、ペットフード用として利用可能です。（※１肉、内臓や骨などの加工品）

○ イノシシの肉骨粉は、ペットフード、飼料や肥料として利用可能です。

× シカの肉骨粉は、ペットフード、飼料や肥料として利用できません。

〈シカやイノシシを原料とする肉骨粉の用途別の規制〉

○：利用可能　×：利用禁止

肉骨粉の由来	飼　料（下段は給与対象）			ペットフード	肥　料
	牛	豚・鶏	魚		
シカ	×	×	×	×	×
イノシシ	×	○	○	○	○

シカ肉骨粉は、ペットフード、飼料、肥料のいずれの用途にも製造できません。

※製造・販売にあたっては、関係法令の遵守が必要となりますので、詳しくは農林水産省 HP をご参照ください。

前ページの内容をとりまとめると、利用の可否は下記の通りとなります。

分　類	種　類	原　料	製造方法、用途等	利用の可否
ペットフード	ジャーキー 	肉 内臓	イノシシやシカの肉や内臓を加熱、乾燥させたもの。	イノシシ○ シカ○
	骨 （おしゃぶり） 	骨	イノシシやシカの骨を加熱、乾燥させたもの。	イノシシ○ シカ○
	ふりかけ 	肉、 骨など	シカやイノシシの肉、骨などを乾燥・粉砕した粉状のものであり、ペットフードとして活用可能です。 ただし、肉骨粉と同様に粉状であることから、肉等の原料の受入から製品のパッケージ化まで、同一施設で製造する必要があります。	イノシシ○ シカ○
ペットフードや飼料、肥料の原料	肉骨粉 ※肉骨粉の写真はシカやイノシシ由来のものではありません。	肉 内臓 脂肪 骨 皮	原料を粉砕後、加熱・圧搾し、油脂を抽出した後の残さを乾燥・粉砕したものです。 イノシシ肉骨粉は、確認手続を行えば、ペットフード、飼料や肥料用原料として製造可能です。	イノシシ○ シカ×

（写真は「シカ・イノシシの飼料・ペットフード・肥料への利用を検討されるみなさまへ」より）

- シカの「肉骨粉」はどんな用途であっても製造してはいけません。
- シカの「ふりかけ」はペットフードであり、製造、販売が可能です。（ただし、同じ施設で封入まで行うことが必要）
- イノシシの飼料用肉骨粉を製造するにあたっては、「捕獲前に死亡している等の異常な個体を使わない」、「銃弾を確実に除去する」、「シカ等の他の野生鳥獣の処理工程と完全に分離された工程で処理された残さを用いる」等の条件を満たす必要があります。
- 肥料については、イノシシを除き、シカ（ニホンジカの他にキョン等の外来種を含む）やクマ等の野生動物の利用は認められておりません。
- 飼料や肥料の製造・販売に関しては、「飼料安全法」、「肥料の品質の確保等に関する法律」等の遵守が必要となります。